

議案第 60 号

平成 29 年度

瀬戸内市一般会計補正予算（第 2 号）

平成29年度瀬戸内市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成29年 6月29日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市税等コンビニエンスストア収納業務等委託	平成30年度から平成34年度まで	市税等コンビニエンスストア収納業務等の委託に要する経費

議案第 61 号

平成 29 年度

瀬戸内市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成29年度瀬戸内市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年 6月29日 提出

瀬戸内市長 武 久 顕 也

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市税等コンビニエンスストア収納業務等委託	平成 3 0 年度から平成 3 4 年度まで	市税等コンビニエンスストア収納業務等の委託に要する経費

議案第 62 号

平成 29 年度

瀬戸内市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成29年度瀬戸内市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年 6月29日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市税等コンビニエンスストア収納業務等委託	平成 3 0 年度から平成 3 4 年度まで	市税等コンビニエンスストア収納業務等の委託に要する経費

議案第 63 号

平成 29 年度

瀬戸内市後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）

平成29年度瀬戸内市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年 6月29日 提出

瀬戸内市長 武久 顕也

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市税等コンビニエンスストア収納業務等委託	平成30年度から平成34年度まで	市税等コンビニエンスストア収納業務等の委託に要する経費